

2015かりや商業まつり 参加者募集案内(会議所会員) (実施期間 12/1~12/31)

今年が目玉は、「豪華電化製品」 &
「かりや商業まつり限定商品券が450万円当たる!!」です。

[対象者] 刈谷市内の「刈谷商工会議所会員」または刈谷市内の「商店街振興(協同)組合、発展会加入の商業者、飲食業者、サービス業者」等

[参加費] 1口 5,000円(上限40口)

[期間] 12月1日(火)~12月31日(木)

[参加店直接支援] 裏面の2015かりや商業まつり支援一覧参照

[Wチャンス] かりや商業まつり限定商品券10,000円分(1,000円×10枚綴り)300名
豪華電化製品6本
(4K対応40インチ液晶テレビ1本、40インチ録画機能付き液晶テレビ1本、最高級炊飯器(スチーム&可変圧力IHジャー)1本、最軽量紙パック掃除機3本)

[広報支援] ①のぼり(1色刷り)
②ポスター
③ホームニュース広告掲載
④刈谷ホームニュース他、報道機関に掲載依頼をする

[申込先・申込期限]

平成27年10月15日(木)までに刈谷商工会議所まで持参
(別紙申込書にご記入の上、参加費を添えてお申し込みください。)

[主催] 刈谷商工会議所・刈谷市商店街連盟・刈谷市

【かりや商業まつり限定商品券とは…】

- ・かりや商業まつり参加店のみ利用可能な商品券です。
- ・お客様が商品券による購入等の際は、つり銭は支払われません。
- ・使用期間は平成27年12月1日(火)~平成28年2月29日(月)までです。
- ・換金期間は平成27年12月8日(火)~平成28年3月4日(金)までです。
- ・換金は刈谷商工会議所1階事務所にて、平日の午前9時~午後5時まで行います。

※換金期日は、3月4日(金) 午後5時まで(時間厳守)。

それ以降の換金手続きは一切致しません。なお、換金手数料は無料です。

※限定商品券の使用期間、換金期間は期間を過ぎたものは無効となります。

お問い合わせは

刈谷商工会議所 事務局 担当 市古、安達

刈谷市新栄町3-26 TEL 21-0370 Fax 24-6049

